

# 平成29年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月12日（月曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (平成28年度豊頃町一般会計予算)
日程第 5		平成29年度町政執行方針並びに教育行政執行方針の説明
日程第 6	議案第40号	豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正
日程第 7	議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
日程第 8	議案第32号	平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第33号	平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第34号	平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第35号	平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第36号	平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第37号	平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第38号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第15	議案第39号	豊頃町立へき地保育所条例の一部改正
日程第16	議案第42号	十勝環境複合事務組合理約の変更
日程第17	議案第43号	十勝環境複合事務組合の解散
日程第18	議案第44号	十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分
日程第19	議案第45号	十勝圏複合事務組合理約の変更
日程第20	同意案第4号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第21	同意案第5号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第22	同意案第6号	豊頃町農業委員会委員の任命

日程第23	同意案第7号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第24	同意案第8号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第25	同意案第9号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第26	同意案第10号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第27	同意案第11号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第28	同意案第12号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第29	同意案第13号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第30	同意案第14号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第31	同意案第15号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第32	同意案第16号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第33	同意案第17号	豊頃町農業委員会委員の任命
追加日程第1	同意案第18号	豊頃町副町長の選任
追加日程第2	同意案第19号	豊頃町教育委員会教育長の任命
日程第34		陳情の委員会付託
日程第35		休会の議決

### ◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	岩城光洋君
住民課長	二村比呂志君

福 祉 課 長	山 田 良 則 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	佐 藤 則 仁 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
消 防 署 長	下 重 博 光 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成29年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
6番菅谷誠議員から、6月1日付で体調不良により議員辞職願が提出されました。  
閉会中のため、議長が6月2日付でこれを許可しましたので御報告いたします。  
また、菅谷議員の辞職に伴い、欠員となりました産業厚生常任委員には大谷友則議員を、議会運営委員には坂口尚示議員を、6月2日付で閉会中のため議長が指名しましたので御報告いたします。  
なお、6月7日に開催されました議会運営委員会において、菅谷副委員長の後任に坂口議員が副委員長に選出されましたので御報告いたします。  
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
次に監査委員より、平成29年2月から平成29年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。  
なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。  
また、教育委員会より平成28年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましても、お手元に配付のとおりでございますので御確認をいただきたいと思います。

以上です。

- 藤田議長 ただいま、事務局長より報告がありましたが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

菅谷議員におかれましては、平成15年5月の初当選から、4期14年1カ月にわたり、皆さんとともにまちづくり、教育の推進、福祉の充実に、また2期目には、総務文教常任委員長としてその先頭に立って活動をしていただきましたが、このたび体

調回復のめどが立たないことから治療、療養に専念することになりました。

今後は、一日も早い体調回復を皆さんとともに御祈念申し上げたいと思います。  
挨拶にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

●藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 第2回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収についてであります。

このたび、厚生労働省から、全国の後期高齢者医療広域連合が使用する電算処理システムに設定の誤りがあり、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたとの報告がありました。

本町におきましても、北海道後期高齢者医療広域連合の指示により確認を行ったところ、保険料の過大徴収が2件あり、還付金と還付加算金、あわせて6万600円の還付手続を終了しているところであります。

また、保険料の過小徴収は1件で、2万5,700円を追加で納付していただくこととなり、御本人に直接説明した上で、納付に係る手続をさせていただいているところであります。

なお、この電算処理システムの改修が完了するのは、本年10月の予定となっており、今後も保険料の誤りが新たに発見されることも想定されていることから、本定例会において、保険料の還付に係る補正予算を後期高齢者医療特別会計において計上させていただいているところであります。

また、国民健康保険税の賦課計算においても、同様にシステムの誤りが指摘されており、本町において調査を実施しましたが、該当する事案は発生しておりませんでした。

なお、国民健康保険税の賦課計算において、これらの誤り等を未然に防止するため、賦課計算が正しく行われているかを確認する機能体制を図ってまいります。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番小笠原茂人議員及び3番坂口尚示議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月20日までの9日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第2号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成29年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成29年6月7日。

3、調査の経過。

(1) 平成29年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成29年6月5日招集告示のあった平成29年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月7日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成29年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月20日を会期最終日とすることとして日

程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成29年第1回定例会閉会後に受理したものは8件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他5件については議員配付にとどめるものとした。

ウ、同意案第4号から同意案第17号まで（豊頃町農業委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月12日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

#### ◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。本件について、報告を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書49ページをお開きください。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書(平成28年度豊頃町一般会計予算)について説明いたします。

平成28年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成29年第1回議会定例会において可決いただいておりますが、平成29年5月31日、議案書50ページをお開きください。平成28年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容は、2款総務費において、地方創生拠点整備交付金事業など2事業。5款農林水産業費において、産地パワーアップ事業など5事業。10款災害復旧費において、その他林道牛首別線災害復旧工事。計8事業4億8,269万5,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告をいたします。

●藤田議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告済みとします。

### ◎ 町政執行方針並びに教育行政執行方針

●藤田議長 日程第5 平成29年度町政執行方針並びに教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成29年度町政執行方針についての説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成29年度の町政執行方針を申し上げます。

初めに、私は4月に執行された豊頃町長選挙におきまして、町民皆様の温かい御支援を賜り引き続き町政を担わせていただくことになりました。

平成17年の初当選以来、町民の皆様からの負託に応えるべく、この12年間全力で諸施策に取り組んでまいりましたが、本町のさらなる発展を目指し、町民の皆様とともに、心新たに町政運営に取り組む決意であります。

今後も、町議会を初め町民の皆様の声を真摯に受け止めるとともに、「報徳のおしえ」に培われた伝統を受け継ぎ、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」を基本に、子どもから高齢者まで、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

ここに、平成29年豊頃町議会第2回定例会の開会に当たり、町政執行への所信と、平成29年度補正予算を含む予算概要の一端を申し述べ、町議会を初め町民皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### 2、町政に臨む基本姿勢。

先ごろ行われたG7サミット（主要7か国首脳会議）における首脳宣言は、貿易の分野において米国側が受け入れる形で、「保護主義と闘う」という文言が明記されましたが、地球温暖化の対策については米国を除く6カ国による合意という極めて異例なものとなりました。

さらに、北朝鮮の核・ミサイル開発や中国の海洋開発に対し、緊張を高める一方的な行動に強く反対するとしています。世界中に拡散するテロの脅威を含め、日本を取り巻く世界情勢が混迷を深めております。近隣諸国を初め、世界の平和に貢献する日本の役割をしっかりと見極めることを願うところであります。

国内においては、いわゆるテロ等準備罪法案や、憲法改正論議の高まりなど大きな改革のうねりの中にあって、国民の理解が十分に得られる慎重な論議が行われることを望んでおります。

2012年に安倍政権が発足し、金融緩和、財政出動、成長戦略を3本の柱とする



アベノミクスが発表され、賃金上昇・雇用増など経済の好循環が期待されておりますが、地方においてははまだ実感を伴うに至っていない状況にあります。

このような中、急速に進展する少子高齢化と人口減少は、経済活動などあらゆる分野に影響を与え、このことは多くの市町村において直面している問題であり、本町においても最重要課題の認識を持ち、人口減少の克服によって活力を取り戻し、持続可能な自治体運営を図るため、「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」に基づき、基幹産業の基盤整備、豊かな地域経済の実現、生活環境の整備・充実、福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住・定住促進などの諸施策に取り組んでまいります。

本町が抱える多くの課題は、町民の皆様と行政がともに知恵を出し合い、協働で解決に当たり、安心して暮らせるまち、生き生きと働き続けられる、小さくても活力ある町づくりに全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主な施策の推進について申し上げます。

### 3、主要な施策の推進。

#### (1)、快適で魅力あるまちづくり。

少子高齢化、過疎化など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

初めに、住宅環境の整備については、大津寿町に町営住宅1棟2戸、茂岩栄町の福祉ゾーンに高齢者住宅1棟2戸を建設し、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

次に、道路網の整備は、主要な幹線道路や地域の基幹的的道路について年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところであり、本年度は、幌岡第3幹線、統内16線の改良舗装を継続して実施するとともに、長寿命化計画に基づく橋梁3橋の補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来すことがないように、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、簡易水道事業では、本年度から茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で長節地区の老朽化した配水管の更新工事を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩・大津下水浄化センター、中央汚水中継ポンプ場等において機械、電気整備の更新工事を昨年度に引き続き実施するとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

次に、消防・防災対策については、地域住民等の参加による津波緊急避難場所への避難訓練など防災意識の高揚を図り、また、防災倉庫の建設、防火水槽の増設など防災対策と消防力の充実・強化を図ってまいります。

次に、移住・定住対策として、人口の町外流出抑制のため、住宅取得者に対する助成や町外への通勤者に対する助成などを継続するとともに、定住促進賃貸住宅建設助成を行い、住環境の整備に努めてまいります。

また、茂岩末広町の町有地を本年3月から宅地として造成し、販売を行っており、今後も定住促進に努めてまいります。

次に、町有バス及びコミュニティバスの運行については、運行後7年が経過し、町民の足として定着してきたところであります。

昨年10月から3月まで試験運行し、増便の必要性が認められた朝、夕の2便を4月から増便して運行しており、今後も住民にとって利便性の良い地域公共交通の実現を目指してまいります。

次に、廃棄物の処理と環境保全対策ですが、本町の一般廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、中間処理及び最終処分を行っているところであり、今後も廃棄物の適正な処理を進めるとともに、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

また、資源ごみの搬出促進を目的に実施している「資源ごみ集団回収活動助成事業」は、今後も積極的に奨励し、リサイクル意識の啓蒙と再資源化の拡大を図ってまいります。

次に、消費者対策については、多発している様々な消費者被害の未然防止のため、広報紙等による啓発に努めるとともに、振り込め詐欺抑止措置の対象世帯への設置など、安全・安心な生活環境の整備を進めてまいります。

また、特殊詐欺の現状や対応方法などに関する最新情報により、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故のない、安全で快適な社会の実現は、私たちの願いであります。本町では、交通安全基本計画に基づき、各関係機関と連携しながらさまざまな交通安全運動を展開してきたところであり、今後も計画に基づき、粘り強く交通安全に取り組んでまいります。

## (2)、豊かな資源を生かしたまちづくり。

本町の基幹産業を取り巻く情勢は、米国のTPP離脱表明によって先行きが不透明な情勢となっておりますが、国や道の施策と連動しながら体質強化を図り、関係機関と十分連携して活力ある産業の振興に取り組んでまいります。

初めに、農業振興であります。十勝川最下流にあつて厳しい土地・気象条件にあ

る本町の畑作においては、湿害に強い農業の確立が重要であります。

このため、計画的な道営農地整備事業の継続実施と調査設計等を行うとともに、豊頃町農業協同組合と連携する緊急農地基盤整備事業などの単独事業を実施することにより、明暗渠排水施設など農地基盤整備を進めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を継続し、農村地域資源の保全管理に係る地域の共同活動を支援してまいります。

畜産振興については、畜産基盤の整備を図る中山間地域等直接支払事業の継続、資材高騰対策の家畜飼養用水緊急支援対策事業、良質な自給飼料を確保するため酪農畜産生産基盤強化事業に取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。

また、酪農経営などで生じる家畜排せつ物の処理問題の解決に向け、適正管理と有効利用の観点から、バイオガス事業導入の可能性などを検討いたします。

林業振興については、水源の涵養や山地災害の防止など、多面的機能を有する森林が本町の農業・漁業において重要な役割を担っていることから、その永続性のため未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興事業により、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても造林や保育事業などを計画的に実施するとともに、適切な森林管理のため林道整備事業を継続実施いたします。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、実施隊や猟友会豊頃部会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めてまいります。

漁業の振興について、大津漁港は、漁業者が安全で安心して操業できるよう漁港整備長期計画により、防災・減災機能を有する船揚場のかさ上げとともに、新たな上架施設整備が進められ、本年度は上架施設の一部供用を予定しております。施設全体の早期完成・供用開始に向け、大津漁業協同組合など関係団体と連携し、要望活動に取り組んでまいります。

また、漁港整備長期計画については、平成30年度から次期計画に移行するため、大津漁業協同組合・漁港建設利用促進期成会と調整を行い、帯広開発建設部との協議を進めてまいります。

資源増大に向けたサケ増殖事業や、近年資源が漸増傾向にある種苗中間育成事業に対し積極的に支援するなど、沿岸漁業資源の維持増大及び魚種拡大を図り、永続的な漁業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興については、個人消費を促し、町内での消費拡大と地域経済の活性化を図るための施策に取り組んでまいります。

地方創生事業の一環として、商工会が事業主体で進めております、「こうふく観光

プロジェクト事業」によって繋がりができた静岡県掛川市に加え、全国報徳研究市町村協議会の加盟自治体へも働きかけ、福島県相馬市など4市町と連携先都市として、「互産互生」の取り組みを開始いたしました。

本年度は、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用し、この「互産互生」の取り組みを全国の地方都市へと拡大するとともに、地域経済の活性化・観光振興・移住定住の促進・人的交流の推進を専門的かつ一体的に取り組む地域商社を設立することで、地域の構造的な課題を解決していきたいと考えております。

また、地域商社において、サイクルツーリズムを初め、本町で実施可能な体験活動型観光のメニューを検討し、さらに、本町は十勝発祥の歴史や二宮尊親が伝えた報徳のおしえ、長節キャンプ場やはるにれの木など多様な観光資源を有しており、特に近年は「ジュエリーアイス」の人気のに伴い、大津を訪れる観光客も増加していることから、知名度の向上とあわせて多くの観光客に満足していただくため、広域連携による旅行業界へのプロモーションを進め、地域の環境整備や住民の負担が軽減されるよう、当地の現状や正しい観光マナーについて周知してまいります。

### (3)、健康で心ふれあうまちづくり。

子どもから高齢者、障がい者が健康で安心して暮らすための保健・医療サービスの向上、子育て環境の充実を図るとともに、「豊頃町地域福祉計画」を策定し、今後の地域福祉を総合的かつ効果的に推進してまいります。

初めに、子育て支援については、全国的な少子化傾向が本町においても顕著であり、安心して生み育て、健やかに成長できる子育て環境づくりが重要と位置づけ、子育て支援の施策を推進しており、本年度においても豊頃町子ども・子育て支援事業計画に基づき、「こどもプラザとよころ」を核として、安心・安全な事業運営の向上に努めてまいります。

なお、子ども・子育て支援法施行令の改正等を踏まえ、町立保育所の保育料について、保護者の負担軽減措置を拡充してまいります。

また、本町における少子化対策及び定住促進対策として、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金を継続して支給し、本町の次代を担う子どもたちの健全な育成を図ってまいります。

次に、高齢者対策ですが、本町の高齢化は依然として急速に進んでおり、高齢化率は本年4月末で38.5%となりました。

このような状況の中、高齢者が自立し生き生きとした生活を送ることができるよう、第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスに関係機関と連携し推進してまいりましたが、同計画が最終年度となることから、これまでの地域の課題や実情を反映した、第7期計画

(平成30年度から平成32年度まで)を策定してまいります。

介護事業では、事業者との連携を強化し、サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。なお、介護予防事業が地域支援事業に移行し、多様なサービスを各市町村で創設・提供することができますので、要介護や要支援状態を抑制するための各種事業を実施してまいります。

また、地域包括ケアシステム推進のため生活支援体制整備事業に取り組むほか、新たに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の方やその家族を集中的に支援する体制を整備するとともに、各種見守りなどの在宅福祉サービスを充実させるなど、高齢者の生活を地域で支えるための事業を継続して実施してまいります。

次に、障がい者福祉においては、全ての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう、「第3期障がい者計画」などに基づき、地域全体で支えるシステムの構築に向け、今後も継続して関係団体と連携し支援してまいります。

次に、来年4月からスタートします国民健康保険事業の広域化に伴う対応については、事務処理が円滑にできるよう、既存システムの改修等を実施します。なお、事業主体となる北海道に対する「国保事業費納付金」の額が仮算定ですが示されており、本町においては保険税の急激な増加を抑えるための激変緩和措置がなされた場合においても、現在の国保税の税率では賄いきれない額が見込まれますので、税率改正等、スムーズに制度移行できるよう万全の対応を図ってまいります。

次に、保健事業であります。町民の健診記録などを新たに導入した「健康管理システム」で管理し、健康管理を適切に行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるとともに、受診率の向上を目的に平成26年度から実施している、「とよころ健康ポイント事業」は、多くの町民から申し込みがあり順調に推移していることから、今後も町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、引き続き事業の普及、啓発を継続して実施してまいります。

さらに、健康づくりの第一歩は、歯の健康づくり及び口腔管理と捉え、各年齢層に応じた歯科健診、歯科健康学習を推進してまいります。

次に、重篤疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成などを継続いたします。

次に、少子・核家族化が進む中、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感を解消するため、仲間づくりや交流・相談の場など、安心して子育てができるよう引き続き支援してまいります。

また、不妊治療、妊婦健診費用の助成に加え、新たに不育症治療への助成を実施するとともに、医療費無料化を高校生までに拡大するなど、子育て世代に対する負担軽減

減を継続してまいります。

福祉ゾーンの中核的施設となる福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」が昨年4月にオープンし、社会福祉協議会が実施する福祉活動はもとより、子ども、子育て世代やグループの仲間でも利用されております。今後も「町民憩いの場」としての有効利用を図ってまいります。

(4)、躍動感あふれる人づくり。

「報徳のおしえ」を基盤とした人づくりを推進するため、生涯にわたって学び続けられる教育環境の整備・充実を図ってまいります。

また、姉妹都市等との地域間交流を継続してまいります。

初めに、学校教育の充実と生涯学習の推進については、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び、たくましく生きていく力を育む「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育の推進と町民一人一人が生涯にわたって学び続け、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習の充実のため、総合教育会議を通じ教育委員会と連携して教育行政を推進してまいります。

次に、姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであり、本年度も小学生を対象とする、相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流を継続して実施してまいります。

(5)、みんなが力を合わせるまちづくり。

今日まで積み重ねてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、町民と行政がともに支え合うまちづくりを推進してまいります。

初めに、協働のまちづくりについては、事業開始から9年が経過する「協働のまちづくり地域提案支援事業」を活用し、行政区や地域づくり協議会を初めとする各種団体により、毎年多くの自主活動が進められているところです。今後も、地域の実情に沿った支援事業を推進してまいります。

次に、行財政の運営については、第6次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の削減、職員の意識改革に取り組んでまいりましたが、本町の財政は、地方交付税に依存するところが大きく、自主財源の乏しい構造となっていることから、今後も限られた財源を効率的に運用しながら、行政サービスの向上を図るとともに、効果的な行財政改革を進めてまいります。

広報・広聴の充実では、広報紙並びにホームページの充実を図り、広く本町の情報を発信してまいります。

以上、平成29年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

す。

私は、先人のたくましい開拓精神によってひらかれた我が町が、次代を担う子どもたちへと引き継がれるとき、郷土を愛する心を持ち、生き生きと働き続けられる町であるよう、「あたたかい心がかよう豊頃（まち）」の実現に向け、全力で取り組む所存であります。

議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

次に、平成29年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長。

●菅原教育長 平成29年第2回豊頃町議会定例会の開会に当たり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会を初め町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化などによる社会の変化が、人々の予想を超えて進展し、将来が展望しにくい中、本町が将来にわたって発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となっております。

そのためには、学校教育を初め、社会教育や町全体の教育機能が連携・接続した一体的な教育推進が必要であり、一人一人が生涯にわたって学び続け、さまざまな力を養い、その力を社会に生かすことのできる生涯学習社会を目指していく必要があります。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域が一体となって関係機関との連携を図りながら、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現を目指してまいります。

変化の激しい時代の中、将来を担う子どもたちが希望と高い志を持ち、未来に向かってたくましく生き抜いていく「生きる力」を支える、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体の調和」を重視した教育を推進し、町民一人一人が生きがいのある充実した生活を送るために学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会を目指して、次の教育施策を推進してまいります。

初めに、教育環境の整備充実についてであります。学校施設においては、豊頃小学校ICT教育用タブレット購入、大津小学校渡り廊下改修工事、豊頃中学校防風林造成工事・ボイラー室加圧給水ポンプ交換工事、大津小学校教員住宅建替工事、背負・牛首別線スクールバスの更新及び学校給食センター食器・食缶洗浄機の更新を行うな

ど、施設の適切な維持管理に努めるとともに、教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

また、教育費負担軽減のため、本町独自の事業として、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金等を継続実施するほか、高等学校等就学助成金を本年4月から月額7,000円に改定し、保護者に対する支援の充実を図っております。

学習施設においては、える夢館はるにれホール舞台吊物装置改修工事、総合体育館トレーニング室に本町初のクライミングウォール（人工壁登はん設備）を設置するなど、町民の文化・スポーツ活動の拠点となる施設の適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、築40年を超えた豊頃中学校校舎等の建て替えを見据え、小中学校連携のあり方、教育関係施設等の整備を含めた校舎形態など総合的に検討するため、本年4月1日に「豊頃町立学校校舎等建築検討委員会設置要綱」を制定いたしました。

今後、学校関係者、保護者、学識経験者等により構成する検討委員会の検討結果を得て、建て替え計画を策定してまいります。

次に、2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

(1)、昨年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語・算数（数学）の2教科において、平成28年度全国学力・学習状況調査が行われ、小学校は国語・算数両教科とも平均正答率が全国平均を上回りましたが、中学校においては国語でやや上回ったものの、数学は平均正答率を下回る結果となりました。

各学校においては、調査結果をもとに今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、ICTを活用した学習や、課題を解決するための思考力、判断力、表現力に加え、学びを生かそうとする態度を身につける学習を取り入れるほか、学校改善プランにより学習指導方法や授業の工夫・改善を図り、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭と連携を図りながら生活習慣の改善と家庭学習の習慣化に取り組んでまいります。

なお、本年度の全国学力・学習状況調査は去る4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に国語・算数（数学）の2教科において実施され、現在、国において集計作業中であります。

(2)、児童・生徒の健やかな成長のためには、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの気持ちを持ち、美しいものに感動する心など、豊かな人間性を育むことが肝要であります。

このため、「子ども報徳訓」の実践・充実に努めるとともに、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動をとおして様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む



活動を推進してまいります。

(3)、児童・生徒の体力向上は、健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力をいただきながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

また、フッ化物洗口事業については、児童のむし歯予防対策として町が推進し、希望者を対象に各小学校で実施しておりますが、未実施児童の解消に向け、より理解が得られるよう周知を図りながら継続して実施してまいります。

学校給食については、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底し、地場食材の活用に努め、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するとともに、児童・生徒が食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、「ふるさと給食」等の充実と食育を推進してまいります。

また、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、児童・生徒がより安心して給食がとれるよう適切な対応を図ってまいります。

(4)、多様化等が進む特別支援教育については、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくり、さらに2名の特別支援教育支援員を配置し、個別の教育支援計画により、生活や学習上の困難を改善または克服するための指導を行ってまいります。

また、教員の指導力向上のため、専門研修等を受講するなど、児童・生徒一人ひとりの発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5)、グローバル化・国際化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、引き続き国際姉妹都市カナダ・サマーランド市から招へいの英語指導助手と外国語活動指導員を各学校へ派遣し、授業補助を行うなど、外国人と交流することで外国語教育はもとより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてまいります。

次に、3、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進についてであります。

(1)、学校が、家庭や地域社会と連携・協力し合うことで、子どもたちの育成環境や地域コミュニティ活動の充実が図られることから、各学校では、地域公開参観日や学校だより、ブログ等を活用した情報発信等により、学校行事への住民参加を促進するとともに、教職員や児童・生徒が地域行事に参加することで、学校への関心・理解を深めていただくなど、さらに地域に開かれた学校となるよう取り組んでまいりま

す。

(2)、信頼される学校づくりには、児童・生徒、保護者、地域との信頼関係が必要不可欠であることから、教職員の服務規律を徹底し、体罰や不祥事防止のための取り組みを各学校において継続的に行うなど、信頼保持に努めてまいります。

また、保護者や地域から寄せられる意見・要望等を学校教育に反映するため、学校評議員の活用や学校評価の実施、教職員の意識を向上させる各種研究・研修活動を積極的に推進し、外部人材や指導主事等による指導力の向上を図ってまいります。

(3)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本年4月1日から努力義務化された「学校運営協議会制度」、いわゆるコミュニティ・スクールは、学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域の力を学校運営に活かす「地域とともにある学校づくり」の実現を目指すものであります。

本町としては、学校支援本部等の既存組織活用を視野に入れながら、他市町村の取り組み等も参考に検討してまいります。

次に、健全育成、安全教育の推進についてであります。

(1)、多様化・高度化した情報通信社会において、パソコンやスマートフォンを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、児童・生徒が事件、トラブルに関わる事案が多発していることから、学校、家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図ってまいります。

また、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を行ってまいります。

(2)、児童・生徒を交通事故や犯罪被害などから守るためには、安全に行動する能力を身につけることが重要であることから、各学校において、交通安全・防犯教室等を実施するほか、地域の方々の見守りや情報共有を図りながら、交通事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震、津波の自然災害等に対する防災教育や避難訓練を定期的実施し、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

次に、5、小・中学校連携教育の推進についてであります。

小学校から中学校への円滑な接続と、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

また、町内小・中学校合同行事等による児童・生徒の交流や、小・中学校教諭の相

互派遣、授業公開や研究協議による教職員の共通理解など、小・中学校連携教育の一層の推進を図ってまいります。

次に、6、響きあい、高め合う社会教育の実現をめざしてについてであります。

「学び続け、認め合う社会教育をめざして」町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、いつでも、どこでも必要に応じ学習できる体制が必要であり、このことで「人と人」、「人と学び」が響き合い、高め合い、まちづくりの基盤となって発展へとつながってまいります。

幼児期から高齢期まで、それぞれの段階に応じた町民個々の学習要求に的確に対応するため、様々な学習機会を提供するとともに、多くの町民が目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に活用される社会教育を推進してまいります。

(1)、少年教育。子どもたちが、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、協力・協働して課題解決に導くコミュニケーション能力の向上を図るため、郷土の自然や歴史、文化を学ぶ「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、様々な体験学習を実施してまいります。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術にふれる機会を設け、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2)、成人教育。青年教育については、地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、あらゆるニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人一般については、町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、町民大学講座やえる夢出前講座等の内容を充実し、個人、サークル、グループ等の活動支援を行い、学びの成果を地域で活かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

高齢者教育については、学習要求に応じた学びの場や個別型学習形態への支援のほか、これまで培ってきた豊富な知識、経験を次世代へ伝えるための機会拡充を図るとともに、高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続して実施してまいります。

(3)、芸術・文化。豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や文化協会支援など、芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、自主活動グループ等への支援を行ってまいります。

(4)、文化財。「豊頃の歴史」を伝える各種資料と文化財の適切な保護・保存・活用や、民族文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進するとともに

に、十勝発祥の地である大津の歴史について、現在までの関係各位の調査研究成果を生かしながら、さらなる資料化を図ってまいります。

(5)、社会体育。町民が、いつでも、どこでも自己の体力にあったスポーツを楽しむことができる機会を提供するとともに、生涯にわたり心身の健康と体力の保持増進を図るため、軽スポーツ交流会や出前講座などの充実を図ってまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

(6)、学習拠点施設の整備充実。町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設であるえる夢館、図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実に努めるとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

次に、7、開かれた教育行政の推進についてであります。

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民皆様の御協力と相互に連携していくことが大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況や計画推進状況等を自ら点検評価・公表するとともに、学識者等からの評価をいただき、教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分果たすよう努めてまいります。

以上、平成29年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等を通じて町長と十分に意思疎通を図り、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに最善の努力を傾け、生涯学習の推進を図ってまいりますので、町議会はじめ町民皆様の教育行政に対する御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

●藤田議長 これで、平成29年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が終わりました。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第6 議案第40号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書5ページをお開きください。

議案第40号豊頃町乳幼児等医療費給付条例の一部改正について。初めに提案の理由を御説明いたします。

本案は、本町の乳幼児等の医療費の無料化を現在の満15歳、中学校就学終了までであったところを、子育て支援策の一環として満18歳、高校就学終了までに拡大するため、当該条例の一部を改正するものであります。

では、本則の改正について説明します。

第2条第1項中、「満15歳」を「満18歳」に改め、年齢要件を改正するとともに、第3条第1項中、「豊頃町の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録された乳幼児等とする。」を「豊頃町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。」に改め、本町に住所を有する親などに扶養されている子が、やむを得ず高校通学のために町外に住民票を移し、下宿等に入居した場合についても医療費給付の対象者とするための改正をあわせていたします。

なお、附則として、第1項で施行期日を、第2項に経過措置を定めております。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 条例改正についての上程ですが、年齢が15歳から18歳ということで幅が大きくなりました。

その理由についても町内、町外も適用しますということですが、当面の、29年度どのくらいの乳幼児が対象になるのか。あるいは、将来的にどこまでその辺の数字を捉えているかということについて、御説明いただきます。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 今回の条例改正によりまして、乳幼児等の高校生等につきましては、町外4名を含め76名になると想定しております。

以下、将来におきましても、随時中学校等の現在の状況を見ながら、そのまま推移していくと思われております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 このあと、補正予算等にもそういうものは上程されているのですが、当面、29年度については76名ということで今説明がありました。これらについての、本町における18歳までのという、もう一つ質問したのですが、それでは当面、地方創生を含めて平成31年まで、もし捉えている数字があれば具体的に同数で

はないと思いますので、その辺を説明いただけますか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

●藤田議長 再開します。

宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今まで、中学生までの医療費無料を、18歳まで、高校生までということで拡大いたしました。今、担当課長が申しあげましたように、大体今の子供たちの推移、同じ人数であれば、大体今の推移で余り変わらないかなというふうに思っております。

ただ、医療費的に見ますと、総体的にそういった大きな金額にも財政負担にもかかわらないということの判断も一つありますし、また各町村でもそういった子供たちの無料拡大が進んでおります。

私どもも、過去にそういった御質問を受けておりましたけれども、内部で十分検討し、今の段階では十分財政的に許せるというか、高校生までの医療費については負担することが可能ということで、今回計上したわけでありまして。

ただ、将来にわたってどのような形になるかは、出生率等もございまして、それはまだ先のことでないかというふうに思っております。

いずれにしても、31年までの期間については、今と何ら大きな数字的に変更はないというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 何ゆえにそういう質問をしているかというのと、先ほども町長の執行方針に述べられております。それから、教育行政についての執行方針等にも今後についての内容が触れられているわけでありまして。

そこで、少なくともこれは、もう既に183万円でしたですか。76名ですね。ですから、大差はないかもしれませんが、それらの2年ないしは3年の推移というものを的確に、若干の流動性はあるかもしれませんが捉えておかないと、高校生までの医療費無償化ですから、その辺については、非常に町民は期待をしているだろうと思います。

ましてや、先ほどの説明の中で、町内は当然のことですが町外に事情があつて対象の方もいらっしゃるということです。そうすると、家庭経済的に、やはり将来的な家庭生活の経済安定を図るためには、少なくとも高校生というのは、町外に出るわけがありますから、それらの考え方をベースにすれば、的確な数字を私は示すべきではな

いかなというふうに考えて、これは町政ですから、宮口町政の中で今後進めていく中に少なくとも4年間は、それは担保しなければいかんという内容を重視するからこそ、先ほどの的確な、できるだけ具体的な数字を示していただきたいと、こういうような意味での質問であります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 18歳までの医療費の無料化というのは、今の高校生が帯広に出ている方も、家族が本町にある場合については当然、これは医療費は本町で見てあげます。

ただ、医療費ですから、高校生でクラブ活動で足を折ったとか、手を折ったというのももちろん入ってきますし、別な病気でも入ってきますが、やはり義務教育ではないですけれども、高校までの医療費については、将来にわたってもどういう形に生まれるかわかりませんけれども、全く数字と医療費とは相反するもの。もし、高校生が1人も偶然に病院にかからない場合は、全く医療費は負担しなくてもいい。ただ、1人でも2人でも大きな病気にかかった場合については、やはりこれからの若者ですので、きちんと町費で負担をさせてあげたいということで、的確な数字等については、医療費だけでいけば全く先は見えないような形。人数的には、多少何人かというのは大まかにわかりますけれども、そういったことですから御理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第7 議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に  
ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城企画課長。

- 岩城企画課長 議案書7ページをお開きください。

議案第41号号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものであります。

このたびの変更内容は、同計画中の3、公共的施設の総合整備計画の表に「教育施設（大津小学校体育館屋根改良ほか1事業）」、事業費9,023万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第32号

- 藤田議長 日程第8 議案第32号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

- 富田総務課長 議案第32号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。



第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,421万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,593万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により、歳出から説明いたします。14ページをお開きください。

なお、各予算の職員人件費の補正につきましては、職員の採用及び人事異動に伴う増減補正であります。

1款議会費、1項議会費において、職員人件費など48万5,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に職員人件費など3,350万4,000円を追加。

16ページになります。3目財産管理費に町有建物管理費など800万円を追加。6目生活安全推進費に詐欺抑止装置購入費用353万9,000円を追加。7目企画費に定住促進賃貸住宅建設事業補助金、地域おこし協力隊費など1,446万2,000円を追加。

18ページ、9目電算情報管理費に電算機器管理及び電算機器整備委託業務238万3,000円を追加し、計6,188万8,000円を追加。3項戸籍住民基本台帳費において、住民基本台帳ネットワークシステム保守業務12万8,000円を追加。

20ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、職員人件費を減額し、国民健康保険特別会計繰出金を追加するなど計237万7,000円を減額。2項児童福祉費において、職員人件費など、22ページになりますけれども、計450万2,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費で職員人件費471万2,000円を減額。

24ページ、3目保健指導費に医療施設特別会計繰出金943万2,000円を追加。4目乳幼児等医療費に医療費等助成対象者拡大に伴い183万3,000円を追加。5目清掃費に廃棄物処理施設舗装補修工事請負費316万5,000円を追加し、計971万8,000円を追加。2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金405万4,000円を追加。

26ページです。5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費及び2目農業総務費に職員人件費20万2,000円を、3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費600万円を追加するなど、計620万2,000円を追加。2項畜産業費において、家畜排せつ物利活用実証調査委託料及び草地更新事業工事請負費など計1,058万2,000円を追加。

28ページです。3項林業費において、1目林業総務費に有害鳥獣駆除補助費350万4,000円を追加。2目林道整備費に林道開設事業費測量設計委託料90万円を追加し、計440万4,000円を追加。

6款商工費、1項商工費において、職員人件費118万6,000円を減額。

7款土木費、1項土木管理費において、職員人件費を減額するなど699万1,000円を減額。

30ページです。2項道路橋梁費において、道路橋梁等維持補修及び町道舗装補修等工事請負費など計4,155万1,000円を追加。

32ページです。3項住宅費において、1目住宅管理費で職員人件費108万5,000円を減額。2目住宅建設費に公営住宅設計委託料410万円を追加し、計301万5,000円を追加。4項河川費に、河川維持補修費300万円を追加。5項施設費に福祉施設など各施設管理費計1,329万円を追加。

34ページ、6項公共下水道費に公共下水道特別会計繰出金134万2,000円を追加。

8款消防費、2項災害対策費に防災倉庫整備工事など2,915万円を追加。

36ページです。9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費に311万3,000円を追加。

38ページ、4目スクールバス管理費にスクールバス購入費用など930万円を追加し、計1,241万3,000円を追加。2項小学校費に大津小学校教職員住宅建築に係る設計委託料及び工事請負費など計4,667万3,000円を追加。

40ページ、3項中学校費に校舎修繕料など計29万1,000円を追加。4項社会教育費にえる夢館はるにれホール舞台吊物装置改修工事請負費など計604万8,000円を追加。

42ページです。5項保健体育費において、2目体育施設費に総合体育館クライミングウォール設置工事請負費など1,868万2,000円を追加。3目学校給食費に食器・食缶洗浄機購入費など1,635万円を追加し、計3,503万4,000円を追加。

以上が歳出に係る補正の主な内容ですが、これら歳出に伴う歳入につきまして10ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に3,300万円を、2項固定資産税に1,750万円を、3項軽自動車税に120万円をそれぞれ追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1億3,670万6,000円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備事業補助

金など計2,387万2,000円を追加。

12ページ、14款道支出金、2項道補助金に地域づくり総合交付金事業補助金など421万3,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に10万円を追加。

19款諸収入、5項雑入に707万1,000円を追加。

20款町債、1項町債において、6目消防債に防災倉庫整備工事1,830万円、7目教育費に大津小学校教員住宅新築工事業1,830万円など計5,055万円を追加。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条債務負担行為の補正です。4ページ、第2表債務負担行為補正をごらんください。

表記載の2つの事項において、期間を平成29年度から5年間とし、限度額をあわせて5,368万9,000円と定めるものであります。

次に、第3条地方債の補正です。5ページ、第3表地方債補正をごらんください。

社会資本整備総合交付金事業ほか4事業を新たに追加するなど、既定の地方債限度額3億990万円を3億6,045万円に改め、地方債限度額の総額を4億8,395万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款町税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 13款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 14款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 16款寄附金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 19款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 20款町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページ、1款議会費、1項議会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 17ページの財産管理費の中に、町有建物解体工事費を見積もっておりますが、これはどこの町有財産を解体しようとしているのかお聞かせ願います。

●藤田議長 富田総務課長。

●富田総務課長 解体撤去と廃棄物処理費両方なのですけれども、これは大津地区にございます寄附をいただいた建物の撤去ということで、3件ほどありますので、そちらのほうの費用にしようということで計上させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 総務費の7目企画費のところでございますけれども、備品購入費というところで記者会見用バックボードを購入予定になってございます。

何の記者会見用なのか、これから記者会見がふえるという状況においてこのようなバックボードが必要なのか、つくるのであればどのようなデザインで考えているのかお聞きいたします。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 御質問のありました記者会見用のバックボードにつきましては、これまで本町においてなかったものを製作するものでございます。この21万円につきましては、デザイン料、製作料込みのものとなっております。デザインについては、製作会社と協議いたしまして、今後デザイン等については決定してまいりたいと考えております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 デザイン等については、今協議するというところでございますけれども、いわゆるいろいろな報道機関において、いろいろと説明に当たっておられる代表者の方々のバックで見られるようなバックボードを主としているのか。豊頃町らしい、いわゆるオリジナルなもので考えているのかくらい、漠然としたものでも考えて

おられるのであれば、その辺のこともお聞かせ願いたいわけでございますけれども。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、ちょっと記者会見用と書いてありますけれども、各町村でもよく感謝状をもらったり、渡したり、さらにはもちろん記者会見ですけれども、壁にカーテンの大きなスクリーンみたいなもので、そこに豊頃町の名産、はるにれの木だとかいろいろなもの、小さく壁というかスクリーンになって、必ずそういった寄附をいただいたとか、ある程度記者会見もそうですけれども、その物の前で。今まで応接間でずっといろいろな壁やら写真やらがあって、非常に総体的に環境がよくないものですから、その1枚21万円のものを持っていけばどこへでもそれを下げて使えるような形にしたいなというふうに思っております。

国でも北海道でも、各町村でも今、皆そういったスクリーンの前でイベントというコメントしておりますね、そういう形でやっております。ぜひとも期待をしていただきたいというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 もう1問よろしいでしょうか。

ただいまバックボードの件についてお聞きしました。

それは移動式のものであるのか、町長室のどこかに設置か、もしくは役場のどこかに設置されたものなのかについて、その予定についてお聞きいたします。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 移動設置可能なストレッチスタンド式のを考えております。

寸法は2メートル90センチ、約3メートルですね。高さが2メートル30センチくらいのもので考えておりますので御了承いただきたいと思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 6番の生活安全推進費の中で、詐欺抑止装置の資材ということですが、どのようなものですか。

●藤田議長 二村住民課長。

●二村住民課長 こちらにつきましては、電話に設置するタイプで、詐欺を行おうとする者が電話をかけてきたときに、この電話は録音されていますというようなメッセージが流れて、詐欺を行おうとしている人間に対しての抑止力を発揮すると言われていたようなものを考えてございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

18ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

(質疑なし)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項児童福祉費。

(質疑なし)

●藤田議長 22ページ、4款衛生費、1項保健衛生費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項簡易水道費。

(質疑なし)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明、神産業課長。

●神産業課長 平成29年第2回豊頃町議会定例会予算説明書1ページをごらんください。

説明第1号、農道・明渠維持補修事業の施行について。

平成29年度において、次のとおり農道・明渠維持補修事業を施行することし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

1、事業概要については、事業名、農道・明渠維持補修事業。予算額600万円。事業内容、農道補修、礼文内南2号農道補修外1路線。明渠補修、北栄東40号明渠補修外13路線であります。

なお、施行位置図については、次ページ対図番号1ページから3ページを御参照ください。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

2項畜産業費。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 家畜排せつ利用実証調査委託料とありますけれども、バイオガスプラントのことだろうと思いますが、どのような調査をするのかお聞かせください。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 家畜排せつ物利活用実証調査についてですが、家畜ふん尿処理の課題

を解決するために、バイオガスプラント導入を本業務により検討いたします。

酪農家については、家畜ふん尿処理の現状把握と事業参加の意思確認を行い、原料となる家畜ふん尿等の確保について、基礎調査を行います。基礎調査に基づき、本町の現状に最適な処理方式を検討し、初期投資や運転経費について概算的に費用を試算し、今後の施設導入に必要な検討項目、課題について検討してまいりたいと思います。

そのために、今回委託業務費について予算計上させていただいたものです。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 要するに、酪農家さん全体にアンケートみたいなものを取って、皆さんがやりたいということであればスタートするという考えでしょうか。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 バイオガスプラントというか、家畜ふん尿の処理については、豊頃町においても酪農形態が大型化してきておりまして、それに伴って家畜ふん尿の処理というのが問題になってきているものですから、そこらについて29年度になってから勉強会等も進めているところですが、それぞれ必要性があるという認識にあるという結果がありますので、必要性により今回、委託業務を考えているものであります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、担当課長からいろいろと説明がありましたけれども、そのとおりであります。最近各町村でもいろいろとこの問題については非常に頭の痛い。これは単なる行政で努力してもかなうものではなく、やはり何と言っても行政と農業協同組合がしっかりとスクラムを組みながら、今回の農業に対する酪農家のふん尿処理をいかに効率よくして、またエネルギーを再利用するかということで、今予算を計上しておりました金額は全くの調査費でありまして、これからやはり何十億という金額がはじき出されると思います。

もちろんその中には、一番効率のいい場所の設置、さらには大型酪農家の方々の協力、もちろんこれは町、農協が中心になる。そして、事業主体は農協になるか町になるかは別として、これから十分協議しながら調査をして、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 坂口議員の質問に関連することなのでございますけれども、家畜排せつ物活用実証調査委託料ということで、いわゆるどこかの関係機関に調査を依頼する費用ではないのでしょうか。お聞きいたします。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 委託業務としての発注を予定しております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 実証に向けての調査費用ということでございまして、現実にはどのような機関にこの実証委託を委ねるのかという部分についてお聞きしているわけですが、その部分についてはお聞きできないのでしょうか。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 委託業務については、指名競争入札ですか。それで、一般のコンサルタントを想定しております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの同僚議員の関連質問ですが、執行方針にも述べられていますね。その中で感じとるのは、特定の業種、業態だけではなくて、オール豊頃で、今、町長が説明した答弁の中のとおりです。もう既に、時代としては管内でもそういう先進的な市町村があるわけです。ですから、そういうものも議会としても勉強している産厚があります。

ですから、そういうものも資料を参考にしながら、オール豊頃で酪農家のみならず、それに関連するものというのは大小あると思うのですよね。それらを、一応含めたコンサル業者に委託するのであれば、その前段の、第1段階のものだということくらいの内容で私は捉えているのですが、その辺について町長はどういうふうに考えますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の委託業務ですけれども、ある程度の基礎数値は私どもで持っておりますが、やはり専門的な分野から酪農家の出る排出量、それに伴う送電線だとか、いろいろと電気を起こす場合については、もろもろ経費がかかるわけでありまして。

その前提として、やはり酪農家の戸数、出される量、それによってどのくらいの規模が必要か。また、大型酪農家が集中されているところは取りやすいですけれども、十勝川を挟んで両サイドの問題もあるし、いろいろな角度から調査、研究していただいて、またその調査の資料に基づいて、私どもの担当者と農協の担当者と協議しながら、さらにどれくらいの考えでこの事業を推進していくか、全くの前段の基礎資料の作成を専門的な分野のコンサルにお願いする基礎的な資料でございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。



28ページ、3項林業費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 昼食のため、1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

28ページ、6款商工費、1項商工費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 2項道路橋梁費。

説明、越谷施設課長。

- 越谷施設課長 予算説明書5ページをお開きください。

説明第2号、町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

工事施工位置は、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について説明いたします。

対図番号1ページ、礼作別第1号幹線舗装補修工事。工事予算額は500万円。工事内容は舗装補修、延長1,100メートル。路肩部の補修を行うものであります。

対図番号2ページ、豊頃7号線舗装補修工事。工事予算額は500万円。舗装補修、延長300メートル、幅員5.5メートルです。

契約方法については、指名競争入札を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 次に進みます。

32ページ、3項住宅費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 4項河川費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 5項施設費。

説明、越谷施設課長。

- 越谷施設課長 予算説明書9ページをお開きください。

説明第3号、施設維持補修工事の施工について御説明いたします。

工事施工位置については、次ページ10ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明します。

対図番号1ページ、グリーンハウス駐車場補修工事。工事予算額は800万円。工事内容は、舗装補修2,500平方メートル、舗装厚3センチです。

契約方法については、指名競争入札を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

6項公共下水道費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。

説明、富田総務課長。

●富田総務課長 予算説明書11ページをお開きください。

説明第4号、防災倉庫整備工事の施工について説明いたします。

現在、車庫、コンテナなどを利用して防災機材等を保管しておりますけれども、これらは非常に手狭であり、老朽化も進んでおりますことから、新たに町総合体育館裏手に防災倉庫を整備することとし、第8款消防費に予算を計上いたしました。

工事の概要ですけれども、対図番号は1ページになります。工事名が防災倉庫整備工事。工事予算額2,000万円。工事の内容ですけれども、木造平屋建て1棟、延べ床面積が178.87平方メートル。この施工及び既存の倉庫等の移転、除去を行うものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により施工するものであります。

以上です、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常にこの提案されたものについては、前向きにされているなという感じがします。

ただし、災害の倉庫整備工事ですが、今の説明図を見ていただくとわかりますが、冬期間、登り口の興慶寺から除雪がされていないのですね。これは事情があるからだ

と思いますが、せつかくこういうものが整備されるということになると、冬期間のもし災害が発生した場合には、登り口から体育館に入る裏表から行くしかないのですね、冬期間は。これについての考え方というのは、施設とどういうふうにされていますか。

●藤田議長 富田総務課長。

●富田総務課長 冬期間の除雪につきましては、現在除雪されていない道路につきましては非常に傾斜がありまして、凍結した場合など危険な状況になるということもありまして除雪はしておりません。

それで、この倉庫を建てた場合につきましても、これまでどおり正面のほうから入って、回っていくというような形で、除雪につきましてはこれまで同様の形でやっていただくのですけれども、迅速に対応していただくようお願いしたいというふうには思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 災害ですから、いつ何時発生するかわからないという想定をしているわけです。

そのときに、緊急に災害が発生した場合、倉庫にいろいろとストックされているものを取り出す、そういう作業に入ると思うのですよね。

そうしますと、登り口から行くと体育館を中心として、裏方と前面しか登れない、通れないということになります、ここに行くにはですよ。

ですから、今、総務課長の説明では、何らかの時点が発生したときには、除雪をしておけばそこを坂道で非常に滑るかもしれません。そのときはあえて、普段は、平常のときは通行止めにしておいていいと思うのですね。

ところが、除雪をしておいたほうが私は全てそれらについての対応に迅速になるのではないかなという想定をしているわけです。

そういう考え方を前向きに、除雪の作業のですよ、前向きにすべきではないかなという考え方をするものですから、それらの検討をできるかどうかということです。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今、課長が説明したとおり、あそこは急勾配で相当角度がありまして、通常冬の間、あそこから上り下りは非常に危険で、仮にあそこをロードヒーティングにしますと年間維持費で、瞬間的にロードヒーティングはきかないので、12月に入りましたらある程度、ロードヒーティングを春先までやりますと、もう相当なお金を必要とします。

それで、今指摘されたとおり災害ですから、いつ何時わかりませんが、できるなら体育館のほうを回って入っていただくというか、それで物の出入りをしたほうが経済効果があるのではないかというふうに思っております。

ただ、私どもの防災倉庫はある程度高いところに位置しておりますので、水等には心配いりませんが、やはり地震、大雪等についてはある程度前もって環境、除雪対策をしっかりとしなければ今の御指摘のとおりかと思えます。

そういった事情もありまして、できるだけそういう急勾配のところのロードヒーティングは避けようという形でこういう結果になったわけでありまして、よろしくお願いいたします。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 町長の設置することについてのやはり費用対効果というのと、それから経費の加算というのも十分わかります。わかりますが、先ほどから話しているように、災害というのはどこでどう起きるかわからない、混乱するという想定の中で、やはりあってもいいかなということで、その時点が発生したときには融雪剤を前もってするとか、そういうようなことも対応としてできるので、順応性を持った対策を今後望みたいと、こういうふうに考えます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 融雪剤でも。ただ、災害時だけにオープンするけれども、普段開けておきますと、やはりどうしても人というのは近道をするものですから、あそこを上がっていくと万が一融雪剤でも凍結のときは非常に危険で、あそこから滑りますと相当下まで来るので、私は冬期間の間はできるだけ除雪体制は別として、あそこは通行止めというか通行できないような形で維持していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

9款教育費、1項教育総務費。

説明、佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 予算説明書13ページをごらんください。

説明第5号、スクールバス購入事業の施行について御説明いたします。

本件につきましては、老朽化したスクールバスの更新のため、次のとおり購入することとし、第9款教育費に計上したものであります。

事業概要ですが、事業名、スクールバス購入事業。事業予算額913万5,000

円。事業内容、背負・牛首別線スクールバスの1台購入であります。排気量4,009cc、150馬力、定員29名であります。

なお、本事業は平成5年度に購入した車両を更新するものであります。

契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

2項小学校費。

説明、佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 予算説明書15ページをごらんください。

説明第6号、大津小学校教職員住宅新築工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、既設の大津小学校教職員住宅が建築後40年以上を経過し、経年劣化が目立つことから、新たに2棟2戸を新築することとし、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、大津小学校教職員住宅新築工事。工事予算額4,079万2,000円。工事内容、2LDKタイプ、木造平屋建て2棟2戸。1戸当たりの住宅専用面積は65平方メートルであります。

附属建物として、物置2棟及び車庫2棟を設置するものであります。

なお、参考として裏面に位置図及び平面図を添付してございます。

契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

40ページ、3項中学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項社会教育費。

説明、佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 予算説明書17ページをごらんください。

説明第7号、える夢館はるにれホール舞台吊物装置改修工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、える夢館オープンから15年が経過し、舞台装置吊物昇降用ワイヤーロープからグリスの排出等が見られることから、施設利用者の安全確保のためこれを更新することとし、第9款教育費に計上したものであります。

事業概要ですが、工事名、える夢館はるにれホール舞台吊物装置改修工事。工事予算額520万6,000円。工事内容、昇降用ワイヤーロープの更新であります。2点吊1組のほか、合計15組を更新するものであります。

なお、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

5項保健体育費。

説明、佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 予算説明書19ページをごらんください。

説明第8号、総合体育館クライミングウォール設置工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、子供から大人まで興味を持ちながら体力づくりができる施設として、今話題となっておりますクライミングウォール施設を設置することとし、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、総合体育館クライミングウォール設置工事。工事予算額1,604万9,000円。工事内容は、体育館トレーニング室の西側及び北側の壁面を利用して、L字型のクライミングウォールを設置するものであります。

高さは6.3メートル、西側の壁に幅5.7メートル、北側の壁に幅5.5メートルを設置いたします。面積は、70.56平方メートルであります。

なお、参考としまして、裏面に施工箇所図を添付してございます。

契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 引き続き説明をお願いします。

佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 予算説明書21ページをごらんください。

説明第9号、学校給食センター食器・食缶洗浄機の購入について御説明いたします。

本件につきましては、経年劣化による洗浄機水槽部分及び配管溶接部分の亀裂等が

懸念されることから、安心、安全な給食提供のため次のとおり更新することとし、第9款教育費に計上したものであります。

事業概要ですが、備品名、学校給食センター食器・食缶洗浄機。予算額1,600万円。備品内容は、食器・食缶システム洗浄機、食器供給・整理装置付、2レーン式1台。

これは、平成9年度に購入した洗浄機を更新するものであります。

契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 クライミングウォールの設置について、お聞かせ願いたいと思います。

新しいスポーツですので、これの普及に対してはどのように考えているのかお聞かせ願います。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 現在、私どもで考えておりますのは、10月ごろに供用開始になるかと思っております。

現在、体育館につきましては業者に委託しておりますけれども、当面は体育館職員2人がつきまして、利用の頻度、あるいはどういった利用者が使われているのかという調査を行いながら、行っていきたいと思っております。

それとは別に、専門家を招聘いたしまして、子供あるいは大人、あるいは指導者等の利用者層に分けた講習会と言いましょか。そういったことを今後、予算をいただきまして開催していこうと考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 今お聞きすると、講習会をもって指導体制をつくりたいということですが、それは一定期間を指導者が来て指導するという考え方でいいですか。それとも、単日で指導されるのか、その辺お聞かせ願います。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 本年度につきましては、10月以降の利用になりますので、職員が体育館のほうに夜張りつきまして、利用の頻度等を確認しながら、どういった講習あるいは研修等が必要であるかを見極め、本格的には来年度からそういった形でやっていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 ある程度、これは専門的な知識がないとなかなか指導できないというふうに思います。

体育館の職員なり何なり派遣をして、やはり講習を受けてくるということも必要ではないかというふうに考えますがいかがですか。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 競技を目指す場合はそういった形で、専門的な指導等が必要になってくるかと思いますが、本年度につきましては、一応体力づくりを目的にしております。子供から大人までが遊びながら体力づくりができるという形であります。

今、議員から御指摘があった部分につきましては、今後、帯広のほうに専門家等おりますので、そういった方をこしは、先ほど言ったようにクラス別、子供、大人、指導者別の講習会を行う予定ですが、来年度以降につきましては、先ほども申し上げましたが利用頻度を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 大谷議員と同じ関連質問でございますけれども、クライミングウォール設置工事の関連でございますけれども、実は私もおとし辺りから体育館のあそこの一角のスペースについては、いわゆるスポーツクライミング、もしくはボルダリング等のそういう施設に改良できないかなということを考えてございまして、後々にはそういう質問も考えていたわけですが、今回、予算の中でその原資の一部となっているスポーツ振興くじ助成金、このことについて、ちょっと御説明を願いたいわけでございますけれども、この内容について御説明のほうよろしく願いいたします。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 スポーツ振興くじについてでありますけれども、スポーツ振興くじにつきましては、いわゆるサッカーくじ、t o t oとかBIGですね。こちらのほうの売り上げが原資となっております。ホームページを見ますと、売り上げの50%が配当金と言いましょか、そちらに回しまして、残りの25%が経費、そして残りの25%がスポーツ振興のために使われているという内容であります。

今回、私どもが取り組んでおりますクライミングウォールにつきましては、昨年説明会がありまして担当者が出席の上、いろいろなスポーツ競技等を確認、あるいは施設等にも使えるということで、そういったものを確認した結果、クライミングウォール等も補助対象になりますよと。公共団体がやった場合でも対象になりますというこ



とでありましたので、検討した結果、スポーツ振興くじ助成金を使用するのがよかろうということで、今回計上させていただいております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま、スポーツ振興くじの内容について御説明をいただきました。

多分、こういった申し込みに対しては、全国では相当数の関連する関係の自治体も含めて、申し込みがあったのではないかなというふうに思っております。

また、ボルダリング等につきましては、次の東京五輪からは正式種目として採用されるということで、非常に若い人に人気のあるスポーツになってきておりまして、管内でも廃校を利用したクライミングウォールの施設ですとか、一部あいた店舗等を利用してそういった施設が開設されているというような話も聞いております。

実際、これは申し込んだからと言って、手を挙げたからと言って、簡単に当たるものでもないと思いますし、今回ボルダリング等も含めて、スポーツ振興くじにおいて、このようなケースでこのような助成金がたまたま当たるという状況において、今回、全国においては豊頃町も含めて、どのくらいの自治体も含めて、そのようなものが当たっているのか、もし内容がわかればお聞きいたします。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 ただいまの御質問でございますが、本町におきましては、スポーツ振興助成金をいただきたいということで手を挙げて、運よく、通常は事業予算額の3分の2以内の助成が当たるということですが、今回は補助対象額の約50%若干切るような形になっております。

というのは、多分、手を挙げた団体が多くて3分の2以下になったのかなというふうに思っておりますが、実際全国でどれだけ手が挙がって、どれだけ採用になったかという点につきましては、私どもはちょっと把握しておりません。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 クライミングウォールだけに限って言えば、全国で4カ所でありませぬ。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 説明8と9が、議長一緒にやったのですが、説明8の今、議論になっているところです。確認事項ですが、これについての新スポーツ種目で非常に歓迎したいなと思っておりますが、どのスポーツもそうですが、これに対する利用者の傷害保険等はこれはどういう扱いになるのか。事故があった場合には、どこが責任対象になるのか。それが一つです。

それから、こういう特殊な新種目でありますから、先ほどの説明では指名競争入札とあります。これは何社くらい指名される、あるいはどの程度の地域の業者が対象になるのかなというところをちょっと、全く皆無なので、その辺の説明をいただけますか。

●藤田議長 佐藤教育課長。

●佐藤教育課長 まず保険の関係でありますけれども、保険につきましては、うちの総合体育館を利用されている利用者と同じ考え方であります。一応、個人負担ということになります。

ただし、先ほど言っております町が主催する講習会等については、保険適用になるかなというふうに思っております。

それから、工事の関係でございますけれども、工事内容につきましては、大部分が大工工事と言いましょいか、そういった形になります。まず、壁面の補強工事を行って、そこにクライミングウォールの専属の壁を張り、そしてホールドと呼ばれる手をかけたり足で踏みつける突起物なのですけれども、それをあとボルトで設置してという工事なので、大部分が大工工事ということになりますので、町内業者でも対応できるのかなというふうに思っております。

指名業者の数ですけれども、工事予算額が1,600万円ですと4社以上かと思えます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 説明で、ああそうですかとしかわからないのですが、そういう在来の大工あるいは建設会社で十分施工できるという内容の説明でしたが、これは直立ですよね、直立、壁。それに、こう何と言いますか上るための手足の、用語があるではないですか。そういうものを取りつけられるのですかね。というちょっと不安があるのですね。この辺、豊頃に左官業はありませんよ。ということになると、その辺の工事内容というのは十分、把握できているのかなというところですよ。そういう認識しかないものですから。

それでおまけにこの予算について、1,600万円何がしについては、もう既にメディアで先に発表されているのですね。ですから、そういうところのニュースのソースが、どうしてそういうふうになってしまうのかなと、まだ私ども認識できていない議論の中で、もう既に過去にメディアで発表されている。いかがなものかなというところですが、その姿勢について、ちょっとメディアに発表する前の議会で議論のなされていなかったところであったということもちょっと含めて、その辺の考え方をやはり町長ですね。町長にお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 実は、私もそれほど詳しくはありませんけれども、今そのメディアに云々というのは、これはあくまでも専門的に、私どもの担当者がやはりそういった業界等に、どういうものが一番適切か、当然勉強して今日に至って、その過程でメディアが報道したので、これはメディアを責めてもいたし方がないと思います。

ただ、町内でもできるというのはあくまでも壁の面はできますけれども、あとある程度でき上がったものを張りつけることですので、それは大丈夫だと思います。

ただ、先ほど佐藤課長のほうから申し上げましたとおり、取り扱いが初めてですので、やはり大谷議員がおっしゃるとおり素人で指導をすることは、最初はやはり危険だと思います。できるだけ、やはりそういうときには専門的な方がおいでになって、ある程度講習会というものをやって、そしてうちの職員も勉強しながら覚えるという。多分、取り扱いしてはいけないことがあると思います。特に、小さな子供たちというのは非常に体がやわらかいですから、無理してそういった参加しやすいとか、危険を顧みずやる場合もあると思います。その点は十分気をつけながら、事故のないように取り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 それでは、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ページ数を申し上げます。19ページに、地域おこし協力隊費、これが132万1,000円ということなのですが、このときの説明は、これは賃金だと思うのですよね、給料と言いますか。132万1,000円くらいで、何人の方を雇用しようとしているのかということです。

それともう一つは、町内のということで限定されていいという考えなのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 それでは答弁させていただきます。

本予算に計上させていただきました地域おこし協力隊につきましては、平成29年9月1日から平成30年3月31日までの報酬、町の嘱託職員としての採用を1名考えてございます。

採用に当たっては、3大都市圏を初め、都市地域からの人材を求めるために、専用のサイト等の登録を行いながら人間の募集をかけていきたいと思っております。

今回、補正させていただいた協力隊員については1名を予定してございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 この1名という方は、常用ですよ。常用になりますか。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 地域おこし協力隊員の任用につきましては、1年ごとになります。1年から最長でも3年間ということで定めがございますので、3年間の間に豊頃町に残っていただく、あるいは豊頃町で残るための仕事づくりと言うのですかね、をやっただけであればということで考えてございます。最長3年間です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 直感的に、この更新、更新で3年間ということで残ってもらうというか定住してもらうということ、直感的に132万1,000円何ていう手当てで大丈夫ですか。これはちょっと私だったらできません。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 地域おこし協力隊員につきましては、当初報酬等で200万円が上限だったものが、平成27年から隊員のスキルや地理的条件等を考慮して、最大で250万円までという縛りがございます。

ということで、当町では月額17万円の嘱託職員ということで考えてございます。

今回、補正させていただいたのは、9月1日から3月31日までの報酬であるということで申し添えたいと思います。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 ちょっとその辺の説明が、9月からというのは聞き逃したのですが、そうすると大体ノーマルな手当ということで非常に理解できましたので、今後ともこれを継続的にやはりそういうものをアピールして、我が町の宣伝と言いますか、そういう内容が非常に私は歓迎しているところですので、そういうところの募集をされたときに、大いに以上のところを、1名ではなくて以上のところを御配慮できるかどうかというところも町長にお聞きして質問を終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、担当課長が御説明したとおり、やはり新しい空気を我が町に入れて、大いにPRしていただきたいという。ある程度、成果が見られれば、今言ったとおり引き続き延長することは可能かというふうに思っております。できるだけ、私の町のいいものを引き出せるような感覚を持った人を選びたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これですべて質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第33号

●藤田議長 日程第9 議案第33号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 補正予算書47ページをごらんいただきたいと思います。

議案第33号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,827万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,103万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成30年4月からの国保運営の広域化に伴い、本町の事務処理が国から無償配付される市町村事務処理標準システムによることとなるため、このシステムを稼働するための北海道クラウドへの加入負担金及び本町の既存システムの改修などに係る補正であります。

予算の主なものは、56ページ、歳入歳出事項別明細書、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、システム改修委託料として67万3,000円を、庁内ネットワーク整備委託料として67万4,000円を、北海道クラウド構築負担金として1,088万8,000円を追加するものであります。

当該歳出に要する財源として、54ページ、歳入をごらんください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に特別調整交付金355万3,000円を、3目国保制度関係業務準備事業費補助金に796万9,000円を、5款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金に特別調整交付金355万3,000円を、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金にその他繰入金320万円を計上するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

54ページ、2款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款道支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

56ページ、1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第34号

●藤田議長 日程第10 議案第34号平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書59ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第34号平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,820万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成28年度以前に納付された後期高齢者医療保険料について、後期高齢者医療広域連合の電算処理システム設定に誤りがあったことが全国的に判明し、本町においても保険料を過大徴収していた該当者があったことから、既定の予算において過大徴収されていた保険料を該当者に還付したことに伴い、既定予算の残額では死亡などによる通常の資格異動での保険料の還付及び広域連合のシステム改修後に追加の保険料還付が通知された場合に対応することができないため、予算を追加するものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、68ページ、歳出から御説明いたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金に10万円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、66ページ、歳入をお開きください。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金に10 万円を追加する  
ものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

66 ページをお開きください。4 款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

68 ページ、3 款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第35号

●藤田議長 日程第11 議案第35号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書71ページをごらんください。

議案第35号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ943万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,379万8,000円と定めるものであ



ります。

このたびの補正は、豊頃医院等の修繕及び豊頃医院北側駐車場の舗装補修、並びにことし4月に豊頃医院医師が交代されたことによる豊頃医院院長住宅の改修及び豊頃医院業務用備品の購入などに係る補正であります。

補正の主なものは、80ページ、歳入歳出事項別明細書、歳出から御説明いたします。

1款医院費、1項医院費、1目医院管理費に修繕料として35万円、医療機器手数料として20万2,000円、豊頃医院院長住宅改修工事として125万円、豊頃医院北側駐車場舗装補修工事として453万円及び管理備品として300万円、2目医院運営費に廃棄物処理費として10万円を追加するものであります。

当該歳出に要する財源は、78ページ、歳入をごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に豊頃医院管理費として93万2,000円と、豊頃医院運営費に10万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

78ページ、2款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

80ページ、1款医院費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 36 号

●藤田議長 日程第 12 議案第 36 号平成 29 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書 83 ページをお開き願います。

議案第 36 号平成 29 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 405 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,540 万円と定めるものであります。

本補正予算は、主に二宮浄水場を適正に運営するため、ろ過砂の入れ替え等に関するものであります。

主な内容については、事項別明細書により御説明いたします。

92 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費に、二宮浄水場ろ過砂入れ替えに関する維持補修費 264 万 8,000 円を追加するなど、405 万 4,000 円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、90 ページをお願いします。歳入について御説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金において、一般会計繰入金 405 万 4,000 円を追加補正するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

90 ページ、3 款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

92 ページ、1 款総務費。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第37号

●藤田議長 日程第13 議案第37号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書95ページをお開きください。

議案第37号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,893万4,000円と定めるものであります。

本補正予算は、公共下水道の維持管理費に要するものであります。

104ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、公課費60万円を増額するなど、84万2,000円を増額。2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、管渠管理費として50万円を増額するなど、134万2,000円を増額補正するものであります。

次に、102ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金において、一般会計繰入金134万2,000円を増額補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

102ページ、4款繰入金。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。  
104ページ、1款総務費。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
( 討 論 な し )

- 藤田議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第37号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。  
2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第38号

- 藤田議長 日程第14 議案第38号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

- 廣澤子育て支援所長 議案書1ページをごらんください。

議案第38号豊頃町立保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、国においては子ども・子育て支援法施行令を一部改正し、保育料の負担基準が軽減されることになったこと、また北海道において、保育料の軽減支援事業を創設したことなどから、本町においても豊頃町立保育所条例別表に定める保育料について、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を生み育てることができる環境づくりをさらに推進することを目的として、所要の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、別表備考第1号アにおいて、子ども・子育て支援法第14条の2に規定する特定被監護者等が2人以上いる世帯、いわゆる複数のお子さんを扶養している多子世帯のうち、年長から順に2番目の児童である第2子の保育料については半額とするという規定にただし書きを加え、保育料を算定する際の所得に応じた階層区分の第2階層及び3歳児未満の第3階層から第6階層に該当する世帯については無料とするものであります。

同じく、別表備考第2号において、ひとり親世帯などの要保護世帯の第1子の保育料について、第3階層から第5階層を昨年も軽減いたしました。さらに軽減額を拡充するとともに、対象世帯を第6階層まで拡充し、あわせて第2子の保育料を第6階層までについても無料とすることとして、同号の表を全面的に改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を公布の日から、適用期日を平成29年4月1日からと定めるものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第39号

●藤田議長 日程第15 議案第39号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書3ページをごらんください。

議案第39号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、先ほど豊頃町立保育所条例の一部改正により、茂岩保育所の保育料の軽減について議決をいただいたところですが、本条例に定める大津保育所の保育料についても、子育て支援策の一環として保育料軽減の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、第5条において児童1人につき月額7,800円の保育料を、月額5,000円に改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を公布の日から、適用期日を平成29年4月1日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第42号～議案第45号

●藤田議長 日程第16 議案第42号十勝環境複合事務組合規約の変更について、日程第17 議案第43号十勝環境複合事務組合の解散について、日程第18 議案第44号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について、日程第19 議案第45号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第42号、議案第43号、議案第44号及び議案第45号について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第42号十勝環境複合事務組合規約の変更について、議案第43号十勝環境複合事務組合の解散について、議案第44号十勝環境複合事務組合の解散

に伴う財産処分について及び議案第45号十勝圏複合事務組合同規約の変更について、一括御説明いたします。

初めに9ページ、議案第42号十勝環境複合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

本案は、十勝環境複合事務組合が行っているし尿処理事業が、管内全市町村となったことを受けて、これまで構成市町村が同一となった場合には、組織の効率化に向け統合などを進めてきた経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合が解散があった場合に、十勝圏複合事務組合が事務を継承するため組合同規約の一部を改正しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

次に、11ページ、議案第43号十勝環境複合事務組合の解散について御説明いたします。

本案は、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合を解散しようとするものでありまして、地方自治法第288条の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、13ページ、議案第44号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について御説明いたします。

本案は、十勝環境複合事務組合の解散に際して、当該組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものでありまして、地方自治法第289条の規定により、別紙のとおり関係市町村の協議によりこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、15ページ、議案第45号十勝圏複合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

本案は、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため、組合同規約の全部を改正しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるため、議会の議決を求めるものであります。

第1章は総則について定めるものであり、第1条は、組合の名称を十勝圏複合事務組合とする。第2条は、組合を組織する地方公共団体は十勝管内1市18町村をもって組織する。第3条は、組合の共同処理する事務で、現在十勝圏複合事務組合で行っている4事業と、十勝環境複合事務組合で行っている3事業の合わせて7事業について

て、事務を共同処理する。第4条は、組合事務所の位置を、現行の十勝環境複合事務組合のくりりんセンター内に設置する。

第2章は、組合議会について定めるものであり、第5条は組合議会の組織及び議員の選挙について、第6条は議長及び副議長の選挙について、第7条は組合議員の任期について、第8条は特別議会の議決について、第9条は議会の事務局の設置について、第3章は、組合の執行機関について定めるものであり、第10条は執行機関の組織及び選任方法について、第11条は組合長等の任期について、第12条は補助職員の設置について、第13条は監査委員の設置について、第14条は監査委員の事務局の設置について、第15条は教育委員会の設置について、次に、第4章は、組合の経費について定めるものであり、第16条は経費の支弁の方法について及び第17条は十勝ふるさと市町村圏基金の設置について、それぞれ定めるものであります。

附則としまして、第1条、この規約は平成30年4月1日から施行するものであります。第2条は、事務の承継について、第3条は、任期の経過措置について、第4条は、副組合長の選任に関する準備行為について、第5条は、最初に選任される副組合長の任期について、それぞれ定めるものであります。

以上でありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第42号十勝環境複合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 この市町村圏の事務組合の変更についてですが、7事業ありますね。その7事業に対するこの基金の算出の基準というのは、どのような試算の中から生まれてきたものかということの説明いただけますか。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 それぞれ、ただいま説明した7事業のうち、十勝圏複合事務組合については4事業、十勝環境複合事務組合3事業をそれぞれ行っておりまして、あわせて7事業でございますが、それぞれ組合の町村による負担金が違ってきております。

主な負担金の内容につきましては、均等割、平等割等がございまして、人口割についても負担金がそれぞれ各町村で定められており、その基準によって各町村の年間の負担割合が定められていることになってございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 例えば、町民から本町の基金算出についての1,980万円、それと、例えば中札内村あたりは人口で言うと本町よりも多いわけでありましてよ。そういうところから見ると、単純ですよ、単純に人口割でしたのか、それとも他のそうい



う査定の基準で出資額というのは決められているものなのかというところを、ちょっと説明をもう少し詳しくお願いしたい。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

今、議案第42号の審議ですけれども、議員がおっしゃっていることは45号の十勝圏複合事務組合の規約ではないでしょうか。

今、42号の審議をしております。後ほどに入ってきますので、そのときに質疑をしてください。

ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号十勝環境複合事務組合の解散についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第44号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 先ほどは失礼しました。

45号についてですが、改めてお聞きしたいと思います。

例の件であります。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 十勝ふるさと市町村圏基金につきましては、十勝圏複合事務組合が行っている事業でございます。現在、十勝ふるさと市町村圏基金事業として行っております。

この市町村圏事業につきましては、市町村が協力しあい、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会づくりを進めていくため、平成元年に創設されたものであります。

平成元年は、当時国のふるさと創生事業として、地域振興のため各市町村に1億円が交付されております。これは、1億円の交付金をもとに、この事業を行うために帯広市ほか18町村、それぞれ均等割、人口割にしまして出資額を出資いたしましてこの事業を行っております。

先ほど説明した第17条の中に、十勝ふるさと市町村圏基金を設置すると。その出資額については、下記のとおり19市町村の出資額になっておりまして、現在このような事業で、インターネット十勝圏のホームページを作成しましたり、ブロック別広域連携促進事業、国際化推進組織の機能強化、十勝圏への移住促進、聞いたことがあると思うのですが、花と緑のネットワーク促進事業、十勝魅力満喫ツアー事業、このような事業を、この基金の果実で行っております。

基金の総額は10億円でございます。この10億円の果実で毎年事業を行っております。この表にあります19市町村で9億円になりますが、あとの1億円は北海道

が1億円を出資して、10億円の出資金、資金で事業を行っているということであり  
ます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 同意案第4号～同意案第17号

●藤田議長 日程第20 同意案第4号豊頃町農業委員会委員の任命から、日程第3  
3 同意案第17号豊頃町農業委員会委員の任命についてまでの14件を一括議題と  
いたします。

同意案第4号から同意案第17号までの14件について、一括して提出者の説明を  
求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第4号から同意案第17号まで、豊頃町農業委員会委員の任命に  
ついて、14件一括して御説明申し上げます。

本案の提案理由は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法  
が町議会の同意を要件とする任命制となり、また全ての現農業委員が来る7月19日  
をもちまして任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規  
定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意案第4号は、礼作別75番地、氏名は泉信之氏であります。

同じく第5号は、二宮3354番地、氏名遠藤秀徳氏であります。

同意案第6号は、二宮2601番地1、氏名は根本篤和氏であります。

同意案第7号は、北栄334番地地先、氏名は村上浩保氏であります。

同意案第8号は、牛首別249番地1、氏名は松崎文一氏であります。

同意案第9号は、礼作別420番地、氏名は嘉藤勝広氏であります。

同意案第10号は、牛首別113番地1、氏名は熊野信夫氏であります。

同意案第11号は、豊頃705番地3、氏名は加島富浩氏です。

同意案第12号は、長節747番地、氏名は井下睦男氏であります。

同意案第13号は、幌岡180番地、氏名は竹下昌徳氏であります。

同意案第14号は、十弗202番地2、氏名は宝田幸子氏であります。

同意案第15号は、背負270番地、氏名は門茂子氏であります。

同意案第16号は、十弗353番地、氏名は萩野滋雄氏であります。

同意案第17号は、茂岩栄町169番地、友重誠一氏であります。

なお、友重氏につきましては農業者ではありませんが、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係のない者を1名以上含まなければならない旨、法に規定されていることから提案しております。

以上、14件であります。一括提案させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、同意案第4号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件同意案第4号から同意案第17号までは人事案件につき、討論を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件同意案第4号から同意案第17号までについては、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は、原案のとおり可決されました。

同意案第5号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、原案のとおり可決されました。

同意案第6号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は、原案のとおり可決されました。

同意案第7号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号は、原案のとおり可決されました。

同意案第8号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号は、原案のとおり可決されました。

同意案第9号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第9号は、原案のとおり可決されました。

同意案第10号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第10号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第10号は、原案のとおり可決されました。

同意案第11号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第11号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第11号は、原案のとおり可決されました。

同意案第12号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第12号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第12号は、原案のとおり可決されました。

同意案第13号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第13号は、原案のとおり可決されました。

同意案第14号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第14号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第14号は、原案のとおり可決されました。

同意案第15号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第15号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第15号は、原案のとおり可決されました。

同意案第16号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第16号は、原案のとおり可決されました。

同意案第17号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第17号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第17号は、原案のとおり可決されました。

午後3時まで休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎ 議事日程追加の議決

●藤田議長 お諮りします。

本日、豊頃町長から同意案第18号豊頃町副町長の選任について及び同意案第19



号豊頃町教育委員会教育長の任命についてが提出されました。

これを、日程第33の次に追加し、追加日程第1及び追加日程第2にして議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第18号及び同意案第19号を、日程第33の次に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時01分 休憩

午後 3時02分 再開

●藤田議長 再開します。

#### ◎ 同意案第18号

●藤田議長 追加日程第1 同意案第18号豊頃町副町長の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第18号豊頃町副町長の選任について御説明申し上げます。

現職であります石田副町長は、来る6月19日をもって任期満了となります。

よって、次の者を豊頃町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は豊頃町茂岩末広町173番地2、氏名は菅原裕一氏であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第18号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。

暫時休憩します。

( 議 場 閉 鎖 )

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

●藤田議長 再開します。

ただいまの出席議員は8名です。

なお、本同意案は、一般議事に当たるため議長を除く7名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番中村純也議員、2番小笠原茂人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

●藤田議長 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取り扱いをします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( な し )

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

●藤田議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長から、議席番号と氏名を読み上げますので、投票記載所において投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票願います。

●中川事務局長 1番中村純也議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番相澤昌幸議員。5番岩井明議員。7番大崎英樹議員。8番大谷友則議員。

●藤田議長 投票漏れはありませんか。

( な し )

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

中村純也議員、小笠原茂人議員は開票の立ち会いをお願いします。

( 中村純也議員、小笠原茂人議員が開票の立ち会いを行う )

( 開 票 )

●藤田議長 投票の結果を報告します。

投票総数 7 票。有効投票 7 票。無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 7 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成票が多数です。

したがって、同意案第 18 号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場出入り口の開錠 )

### ◎ 同意案第 19 号

●藤田議長 追加日程第 2 同意案第 19 号豊頃町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第 19 号豊頃町教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

ただいま、現教育長であります菅原裕一氏が、副町長に選任同意をいただきました。

したがって、次の者を豊頃町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

住所は豊頃町茂岩末広町 202 番地 5、氏名は山本芳博氏であります。

どうぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。  
これから、同意案第19号を採決します。  
この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。  
暫時休憩します。

( 議 場 閉 鎖 )

午後 3時19分 休憩

午後 3時20分 再開

●藤田議長 再開します。

ただいまの出席議員は8名です。

なお、本同意案は、一般議事に当たるため議長を除く7名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番中村純也議員、2番小笠原茂人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

●藤田議長 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取り扱いをします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( な し )

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

●藤田議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長から、議席番号と氏名を読み上げますので、投票記載所において投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票願います。

●中川事務局長 1番中村純也議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番相澤昌幸議員。5番岩井明議員。7番大崎英樹議員。8番大谷友則議員。

●藤田議長 投票漏れはありませんか。

( な し )

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

中村純也議員、小笠原茂人議員は開票の立ち会いをお願いします。

( 中村純也議員、小笠原茂人議員が開票の立ち会いを行う )

( 開 票 )

●藤田議長 投票の結果を報告します。

投票総数 7 票。有効投票 7 票。無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 7 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成票が多数です。

したがって、同意案第 19 号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場出入り口の開錠 )

### ◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第 34 陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号 3。受理年月日、平成 29 年 5 月 11 日。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 4。受理年月日、平成 29 年 5 月 11 日。件名、北海道最低賃金改正等に関する陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号 5。受理年月日、平成 29 年 5 月 11 日。件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

### ◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第35 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月13日から同月18日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6月13日から同月18日までの6日間、休会とすることに決定しました。

### ◎ 副町長就任の挨拶

●藤田議長 次に、先ほど副町長に選任同意されました菅原教育長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

菅原教育長。

●菅原教育長 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

初めに、教育を取り巻く環境が大きな変革期にある中、町民の皆様、議員の各位には教育長として温かい御指導、御支援を賜ってまいりましたこと、ここに厚くお礼申し上げます。

このたび、副町長選任同意案件につきまして、御同意賜りましたこと、心から感謝申し上げます。身に余る光栄と、改めてその職責の重さを痛感し、不安と心配が入り乱れているところでもございます。

私は、もとより微力であります。宮口町長のもと、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくり、温かい心が通う町豊頃の実現に、誠心誠意全力を尽くしてまいります。

そのために、町民の皆様、議員各位の御指導を賜り、人格の完成を命題とする教育行政を務めさせていただきました経験をもとに、職員がその力を最大限に発揮できるような環境を整え、ともに知恵を出し合いながら、町民の皆様の生活を守り暮らしの向上を図ることに、町長の補佐役として最大限の努力を継続してまいります。

未熟者でございますが、町民の皆様初め議員各位の引き続いての御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

( 拍 手 )

### ◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これで散会します。

午後 3時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員